

平成 23 年 第 3 回

# 菊陽町議会 11 月臨時会 会議録

平成 23 年 11 月 24 日

熊本県菊陽町議会

# 第3回菊陽町議会11月臨時会会議録

平成23年11月24日（木）開会

菊 陽 町 議 会

## 1. 議事日程

(平成23年第3回菊陽町議会11月臨時会)

平成23年11月24日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出議案第48号から承認第7号までを一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 議案第48号 工事請負契約の締結について（菊陽町防災行政無線施設（デジタル同報系）整備事業）

日程第7 議案第49号 工事請負契約の締結について（下原堀川線交差点築造工事）

日程第8 議案第50号 工事請負契約の締結について（9-2号線他区画道路築造・整地工事及び中央・津久礼污水・菊陽第4排水区枝線築造工事（1工区））

日程第9 議案第51号 工事請負契約の締結について（下原堀川線道路築造工事（1）及び中央・津久礼污水・菊陽第4排水区枝線築造工事（2工区））

日程第10 議案第52号 工事請負契約の締結について（下原堀川線道路築造工事（2）及び中央污水・菊陽第4排水区枝線築造工事（4工区））

日程第11 議案第53号 工事請負契約の締結について（菊陽第4排水区幹線築造工事）

日程第12 議案第54号 工事請負契約の締結について（菊陽中部小学校調整池整備工事）

日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更）

## 2. 出席議員は次のとおりである。

1番 中岡敏博君

2番 野田恭子君

3番 吉本孝寿君

4番 吉山哲也君

5番 渡邊裕之君

6番 坂本秀則君

7番 石原武義君

8番 甲斐榮治君

9番 芝和長君

10番 岩下和高君

11番 佐藤竜巳君

12番 福島知雄君

13番 川俣鐵也君

14番 加藤眞佐男君

15番 上田茂政君

16番 小林久美子君

17番 梅田清明君

18番 大塚昇君

## 3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

9番 芝 和 長 君

10番 岩 下 和 高 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 中 富 恭 男 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

教 育 次 長 水 上 孝 親 君

総 務 部 長 吉 岡 典 次 君

福 祉 生 活 部 長 眞 鍋 清 也 君

産 業 建 設 部 長 松 本 東 亞 君

会 計 管 理 者 兼  
会 計 課 長 阪 本 修 一 君

総 務 課 長 平 野 誠 也 君

財 政 課 長 實 取 初 雄 君

都 市 計 画 課 長 坂 本 恭 一 君

下 水 道 課 長 今 村 敬 士 君

総 務 課 長 補 佐  
兼 庶 務 法 制 係 長 服 部 誠 也 君

学 務 課 長 松 本 洋 昭 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 川 真 喜 子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時7分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

それでは、ただいまから平成23年第3回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番芝和長君、10番岩下和高君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出議案第48号から承認第7号までを一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第4、町長提出議案第48号から承認第7号を議題といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成23年第3回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、ご出席をいただきありがとうございます。急を要する案件が生じたので、本日臨時議会をお

願いましたところでございます。

また、11月6日に鼻ぐり井手祭、8日には暴力追放県民大会、12日にはすぎなみフェスタをそれぞれ開催しましたところ、議員の皆様には多数ご出席いただきありがとうございました。

鼻ぐり井手祭は、あいにくの雨でありましたが、その中にもかかわらず多くの町内外の皆様に参加いただいたところであります。

また、暴力追放県民大会in菊陽は、会場に入り切れない人が出るなど、住民の皆様方の厚い関心のもとご協力いただいたところでございます。

さらに、すぎなみフェスタには、これまでになかったような子どもから高齢者まで多くの皆様の参加があったところであります。ご支援をいただきました皆様方に厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、野田佳彦首相は、環太平洋連携協定、いわゆるTPPへの参加方針について表明をされました。国益を損ねてまで参加することはない、協議が調うよう全力を尽くすが、国益を明らかに損ねるときの判断はあると述べていられるようであります。農業をはじめ町内の産業、町民の生活に影響がないようにと念じながら時代の推移を見守っております。

それでは、本日の臨時会に提案しております議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号は、菊陽町防災行政無線施設（デジタル同報系）の工事請負契約の締結についてであります。

内容は、現在アナログ波で整備されている防災行政無線施設をデジタル波に更新するものでありまして、防災行政無線施設の親局設備、再送信子局設備、屋外子局設備、戸別受信設備、監視カメラ設備の更新を行うものであります。

議案第49号は、下原堀川線交差点築造工事の請負契約についてであります。

この工事は、現在T字型の暫定型になっております菊陽バイパスと下原堀川線の交差点を完成型の十字路交差点に改良するものであります。

内容につきましては、菊陽バイパスの東西約269メートルの区間で中央分離帯の撤去や右折車線の設置等を行うものであります。

議案第50号は、9-2号線他区画道路築造・整地工事及び中央・津久礼污水・菊陽第4排水区枝線築造工事（1工区）の請負契約についてであります。

この工事は、土地区画整理事業と下水道事業の合理化と効率化を図るため、合札入札によりまして1本の工事として入札しております。なお、この入札におきましては、特定建設工事共同企業体としての指名競争入札として実施をしております。

内容につきましては、区画道路築造工事と整地工事に合わせまして、下水道の污水管と雨水管を埋設する工事であります。

議案第51号は、下原堀川線道路築造工事(1)及び中央・津久礼污水・菊陽第4排水区枝線築造工事（2工区）の請負契約についてであります。

この工事も、土地区画整理事業と下水道事業の合札入札によりまして1本の工事として入札

しております。

内容につきましては、下原堀川線道路築造工事に合わせまして、下水道の下水道の汚水管と雨水管を埋設する工事であります。

議案第52号は、下原堀川線道路築造工事(2)及び中央汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事(4工区)の請負契約についてであります。

この工事も、土地区画整理事業と下水道事業の合札入札によりまして1本の工事として入札しております。

内容につきましては、下原堀川線道路築造工事に合わせまして、下水道の下水道の汚水管と雨水管を埋設する工事であります。

議案第53号は、菊陽第4排水区幹線築造工事請負契約の締結についてであります。

この工事は、菊陽バイパス北側地域の雨水対策のための工事であります。なお、この入札におきましては、特定建設工事共同企業体としての指名競争入札を実施しております。

内容につきましては、推進工法によりまして、直径1,200ミリメートルと1,800ミリメートルの水管を下原堀川線及び区画道路に延長272メートル埋設する工事であります。

議案第54号は、菊陽中部小学校調整池整備工事請負契約の締結についてであります。

内容は、菊陽中部小学校改築事業に伴う開発工事において開発面積約2万5,000平方メートルの雨水を排水路へ放流するに当たって、放水量と調整するための施設を築造するものであります。

承認第7号は、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について地方自治法第179条第1項の規定による専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容は、熊本県市町村総合事務組合から矢護川地区簡易水道組合を脱退させ、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更したものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際にご説明を申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長(大塚 昇君) 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第48号 工事請負契約の締結について(菊陽町防災行政無線施設(デジタル同報系)整備事業)

○議長(大塚 昇君) 日程第6、議案第48号工事請負契約の締結について(菊陽町防災行政無線施設(デジタル同報系)整備事業)を議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長(平野誠也君) おはようございます。

それでは、議案第48号工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成23年11月17日、指名競争入札に付しました菊陽町防災行政無線施設（デジタル同報系）整備事業の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この事業につきましては、現在アナログ波で整備されております防災行政無線施設をデジタル波に更新するものでございますけれども、現在の防災行政無線につきましては平成元年3月の整備から既に22年が経過しております。このようなことから、操作卓等の機材、部品等が既に生産が中止されている状況でございます。これを受け、今後故障等によって緊急時の情報伝達ができなくなることが想定されますし、また国が進めます防災行政無線のデジタル化への移行推進に合わせて早期の設備整備と効率的なシステムへの更新を図る必要がありますことから、本年度から3カ年で整備していく予定としているものでございます。

本年度につきましては、防災行政無線施設の親局設備、再送信局設備、屋外子局設備、戸別受信設備、監視カメラ設備のデジタル波への整備、更新を行うこととしております。

次に、請負契約の内容についてご説明申し上げます。

まず、1、契約の目的でございます。菊陽町防災行政無線施設（デジタル同報系）整備事業。契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、8,368万5,000円。4、契約の相手方、熊本県菊池市泗水町吉富173-86、電子技術応用株式会社代表取締役立山則生でございます。

参考資料をご覧くださいと思うんですけども、1ページにつきましては防災行政無線の概要図をつけております。

次、参考資料2ページですが、これはシステム概要図になります。3年間で整備を予定しておりますので、順次アナログ波をデジタル波に更新していくこととしているものでございます。

次のページです。3ページですが、菊陽町防災行政無線の回線経路図になります。図面左側赤い文字の部分ですね。これが再送信子局ということになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。

それでは、最後のページをお開きいただき、指名業者及び入札結果についてご説明申し上げます。

本工事請負契約につきましては、去る10月20日に指名審査会を開きまして、電気通信工事を業種といたします業者の中から12社を選定いたしました。

選定いたしました業者名及び税抜きの入札結果を一覧としておりますが、最低の価格をもって入札した4番目の電子技術応用株式会社を落札者に決定したものでございます。

なお、税込みでございますが、予定価格9,319万2,000円に対しまして落札価格が8,368万5,000円で、落札率は89.80%という結果でございました。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第48号ですけれども、これは3カ年で進めていくということで、この業者がずっとしていくのかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） 業者につきましては、これはもう単年度契約で行いますので、次年度についてはまた入札等に入ることになります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかにありませんか。

岩下和高君。

○10番（岩下和高君） 議案第48号についてちょっと質問いたします。

指名業者さんの数なんですが、12社今回指名をされておりますが、この辞退の多さがちょっと目につくんですけど、この理由などが分かっているのであればお聞きします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまご指摘ありましたように、指名業者一覧の入札結果、入札価格の右の備考欄におきまして辞退としております業者さんが7社でございました。入札日の前日までに都合によりという理由をもって入札辞退届が提出されたものでございます。なお、菊陽町競争入札心得の中で、指名を受けた業者の都合による入札の辞退を認めているところでございますし、また入札を辞退した者はこれを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではないとしているところでもございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかにありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 単年度ですということでしたけれども、これは別に継続してするような事業っていうのはないんですか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） 継続していく事業ということでございますけれども、これにつきましては3カ年の中で順次整備していくということで、契約、入札、契約事項としては3カ年を継続して契約するというものではございません。

○議長（大塚 昇君） ほかにありませんか。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 今、岩下議員が質問をしましたが、これを見ても大手がもう全員辞退をしたらいいですね。大手メーカーがですよ。だから、ここらあたりのその精査という

のはどうして、やっぱりもうちょっとですよ。もちろんその指名競争入札だから、それぞれの業者が自由意思かもしれませんが、どうも何か腑に落ちないようなところが感じられるわけですたいね。もう全部地場でしょう。辞退したのはすべて大手メーカー、ここらあたりも役所としてある程度の精査というのをする必要はあるんじゃないかと思いますが、どうですか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまのご質問でございますけども、おっしゃったように内容的にはメーカーさん、機器等のそのものを製作しているメーカーさんが辞退されている傾向であるというようなお話であったろうかと思えます。デジタル行政無線の施設整備につきましては、総務課長の方から説明がありましたようにハードと、そのハードを設置するための整備工事合わせたものの契約案件になっております。そのために、今回の業者選定については難しい部分がありましたけども、アナログを継続しながら、そしてなおかつデジタル機器等の整備を行うというような並行する部分が含まれておるといった部分においても業者選定の困難さがあったわけでございますけども、指名業者につきましてはこの業務等が実績がある業者さんをとということを探していきましたところ、メーカーさんも当然やっておられますし、メーカーだけでなく、その機器をもって整備をする実績があるところということで指名していききました結果、メーカーさんの方としては直接機器の機器そのものを製作はしているけども整備の方については辞退したいというような流れであったように想像するものでございます。この種の指名業者の選定についてはなかなか難しい部分を含んでいると思っておりますけども、今後ともいろいろ研究しながらなるべく辞退が出ないような形の指名業者の選定について研究していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第49号 工事請負契約の締結について（下原堀川線交差点築造工事）

○議長（大塚 昇君） 日程第7、議案第49号工事請負契約の締結について（下原堀川線交差点築

造工事)を議題とします。

都市計画課長、内容の説明を求めます。

○都市計画課長(坂本恭一君) おはようございます。

それでは、議案第49号の説明をいたします。

議案第49号は、平成23年11月9日に指名競争入札に付しました下原堀川線交差点築造工事の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

それでは、契約の内容についてご説明申し上げます。

1、契約の目的、下原堀川線交差点築造工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、4,987万5,000円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼76番地3、株式会社アスク工業代表取締役上村信敏でございます。

次に、施工場所及び工事概要についてご説明申し上げます。

参考資料の施工位置図をご覧ください。

施工場所は、下原堀川線と菊陽バイパスの交差点部分で、赤色で着色しました東西約269メートルの区間でございますけれども、現在T字型の交差点を十字型の交差点に改築するものでございます。

工事内容につきましては、図面の中段が現況図でございますけれども、菊陽バイパスの中央分離帯の黄色で着色しました部分の約55メートルを撤去し、また緑色で着色しました部分の164メートルを改修しまして、上下線それぞれに約90メートルの右折レーンを新設するもので、若干見にくいかと思っておりますけれども、図面下側の計画平面図のとおり改築するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(大塚昇君) 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長(實取初雄君) それでは、最後のページをお開きいただき、指名業者及び入札結果についてご説明申し上げます。

本工事請負契約につきましては、去る10月20日に指名審査会を開き、町内の土木一式工事を業種といたします業者6社を選定いたしました。

選定いたしました業者名及び税抜きの入札結果を一覧としておりますが、最低の価格をもって入札した2番目の株式会社アスク工業を落札者に決定したものでございます。

なお、税込みでございますが、予定価格5,275万8,000円に対しまして落札価格が4,987万5,000円で、落札率は94.54%という結果でございました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(大塚昇君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

岩下和高君。

○10番（岩下和高君） 議案第49号に質問いたします。

この緑の部分なんですけど、この改修っていうのはどのような工事になるんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） 改修と申しますのは、現在中央分離帯がございますけども、右折レーンを設置するために車道部分を拡幅する必要がございますので、中央分離帯を狭めるということでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第49号ですけれども、この近隣の事業主ですね。ちょっと話し合いがついてないところがあったかと思えますけれども、その経過はどうなっていますか。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） 近隣の場所でこのバイパスの北側でございますけれども、下原堀川線とバイパスの交差点の左といいますか、北西部について仮換地指定を行いましたところ、仮換地指定処分の取り消しを求めて現在訴訟中でございます。訴訟の状況につきましては、第4回の口頭弁論まで進んでおりますけれども、まだその判決までには至っておりません。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） これはもう前から2回も3回もちょっと質問をしたところですけど、この案件の約6件かな、今回の入札は、もちろん地元業者育成ということで6社すべて指名競争入札ということでされておりますが、もちろん地元業者育成はもう一番大事なことです。しかしながら、これだけ財政的に役所も厳しいという中において、この土木工事関係のこの指名業者は問題ないと思いますが、落札価格について消費税を入れたらほとんど100%近い落札価格なんですね。業者も常に同じ業者で競争させると。これは、一般の町民の常識からするなら非常に理解ができていくような状況にあると私は思うんですよ。やっぱりもちろん地元業者育成というのは大事なことですけど、全町民にとっては税の公平な分配というか、皆さんに役に立つような税の使い方をしてもらいたいというのが基本ですよ。ですから、もちろん地元業者育

成、大事なことですけど、その指名競争入札において町民にも納得のできるような落札価格、例えば今100万円の注文をして100万円で買う人はほとんどおらんですよ。やっぱりそこらに何らかの努力が働いて、地元業者さんもそこらあたりはしっかり頑張ってもらって、地元のために自分たちが選ばれたら地元のためにできるだけ安くいいものを提供しようという努力の跡がなければ、なかなか納得できるもんじゃないと私は思います。ですから、反対じゃないですけど、行政にしても、指名競争入札を受ける地元業者にしても、みんなに納得できるような結果を出してもらいたい。例えば今回の注文でも約5億円の金額ですよ。今の行政無線にしても落札は90%、1割。そうすると、5,000万円頑張ってくれたら5,000万円の金額が出るわけですね。ですから、そこらあたりももう少し、厳しい厳しいと言ひよるのであれば、行政も地元の指名業者も努力の跡が見えるような結果を出してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

（13番川俣鐵也君「反対はしない。違う違う、賛成はする」の声あり）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第50号 工事請負契約の締結について（9-2号線他区画道路築造・整地工事及び中央・津久礼污水・菊陽第4排水区枝線築造工事（1工区））

○議長（大塚 昇君） 日程第8、議案第50号工事請負契約の締結について（9-2号線他区画道路築造・整地工事及び中央・津久礼污水・菊陽第4排水区枝線築造工事（1工区））を議題といたします。

都市計画課長、内容の説明を求めます。

○都市計画課長（坂本恭一君） それでは、議案第50号についてご説明申し上げます。

議案第50号は、平成23年11月17日に指名競争入札に付しました9-2号線他区画道路築造・整地工事及び中央・津久礼污水・菊陽第4排水区枝線築造工事（1工区）の請負契約の締結を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決を求めらるるものでございます。

この工事は、土地区画整理事業と下水道事業の合理化と効率化を図るため、合札入札により

まして1本の工事として入札しておりますけれども、それぞれに予算が違っておりますので、設計金額に応じて落札額を案分しまして、それぞれに別契約とするものでございます。そういうことで、区画整理事業と下水道事業を一括して説明させていただきます。

1、契約の目的、9-2号線他区画道路築造・整地工事。中央・津久礼污水・菊陽第4排水区枝線築造工事（1工区）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、7,738万5,000円。それぞれの契約金額につきましては、9-2号線他区画道路築造・整地工事が5,006万4,000円、中央・津久礼污水・菊陽第4排水区枝線築造工事（1工区）が2,732万1,000円でございます。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水5599番地4、高田・沢特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社高田産業代表取締役高田勝でございます。

次に、施工場所及び工事概要についてご説明を申し上げます。

参考資料の施工位置図をご覧ください。

施工場所につきましては、下原堀川線と菊陽バイパスの交差点の南側でございまして、黄色で着色しました部分の道路が区画道路築造工事で、赤文字で路線番号を表示しておりますけれども、9-2号線は幅員が9メートルで施工延長は133メートル、6-21号線は幅員が6メートルで施工延長は58メートル、6-25号線は幅員が6メートルで施工延長は121メートル、6-26号線は幅員が6メートルで施工延長は36メートル、6-31号線は幅員が6メートルで施工延長は21メートルで、道路の幅員構成及び舗装構成につきましては図面右側の標準断面図のとおりでございます。

整地工事につきましては、緑色で着色した部分の合計面積が6,922平米でございます。

中央・津久礼污水・菊陽第4排水区枝線築造工事（1工区）につきましては、污水管が赤の線、雨水管が青の線で示しておりますけれども、污水管につきましては直径200ミリの塩化ビニール管を9-2号線に132メートル、6-21号線に61メートル、6-25号線に71メートル、6-26号線に33メートルで合計297メートル埋設するものでございます。雨水管につきましては、区画道路6-26号線に直径が1,500ミリのヒューム管を57メートル埋設するものでございます。

なお、埋設位置につきましては図面右側の標準断面図のとおりでございますけれども、埋設の深さにつきましては縦断、勾配によって変わってまいりますので、図面上では平均の深さで表示しております。

なお、この承認につきましては、先ほど小林議員さんから若干質問がございましたけれども、換地につきまして若干まだ承諾といたしますか、納得されてない方もいらっしゃいましたけれども、9月27日に仮換地指定通知書を発送しております。それで、今後補償交渉等、移転物件等もございまして、補償交渉等を進めながら同意を得ながら工事を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、最後のページをお開きいただき、9－2号線他区画道路築造・整地工事及び中央・津久礼汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事（1工区）の合札での指名業者及び入札結果についてご説明申し上げます。

本工事請負契約につきましては、10月20日及び10月31日の指名審査会を経て、本工事の規模が比較的大きく、また本工事の内容、町内の土木業者の受注機会の確保と技術向上の点を勘案し、町内土木一式工事を業者とする業者により自主結成された6つの特定建設工事共同企業体を指名いたしました。

指名いたしました特定建設工事共同企業体及び税抜きの入札結果を一覧としておりますが、最低の価格で入札のあった一番上の高田・沢特定建設工事共同企業体を落札者に決定したものでございます。

なお、税込みでございますが、予定価格8,166万2,000円に対しまして落札価格が7,738万5,000円で、落札率は94.76%という結果でございました。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案の第50号ですけれども、今の落札率が94.76%という説明で、ほかの議案第51号も落札率が94.97、議案第52号も94.59ということで、全部94%台なんですけれども、これについてはどうしてこんなふうになるのかなという疑問を持つんですけれども、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 今、議案第50号について94%台の落札率、そしてほかの案件につきましても94%台というようなことでのご質問であったらと思います。

いずれにいたしましても、落札結果というのは、その入札のそれぞれの業者さんがその工事に対して仕事をやっていこうという際の見積もり結果をもとに入札していかれますので、今質問のありました94%台であったというのはあくまでも結果であろうかというふうに思っております。

また、その結果が、設計書に基づき適正な工事を施工するということについてのそれぞれの業者さんの必要な金額を入札で入れられたということでもありますので、その点については行政として結果を重んじることといたしまして、高いとか低いとかというご指摘がある部分が先ほど川俣議員の方にございましたので、その点につきましては契約の方法につきましても一般競争入札等の方式もございませうことから、その競争性を高めるための方式については今後ともいろいろ研究、あるいは工夫等をしていくことはしていく必要があるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第9 議案第51号 工事請負契約の締結について（下原堀川線道路築造工事（1）及び中央・津久礼汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事（2工区））**

○議長（大塚 昇君） 日程第9、議案第51号工事請負契約の締結について（下原堀川線道路築造工事(1)及び中央・津久礼汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事（2工区））を議題とします。

都市計画課長、内容の説明を求めます。

○都市計画課長（坂本恭一君） それでは、議案第51号についてご説明いたします。

議案第51号は、平成23年11月9日に指名競争入札に付しました下原堀川線道路築造工事(1)及び中央・津久礼汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事（2工区）の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

この工事も、土地区画整理事業と下水道事業との合札入札でございまして、設計金額に応じて落札額を案分しまして、それぞれに別契約とするものでございます。

これも、区画整理事業と下水道事業を一括して説明させていただきます。

1、契約の目的、下原堀川線道路築造工事(1)。中央・津久礼汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事（2工区）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、5,775万円。それぞれの契約額につきましては、下原堀川線道路築造工事(1)が4,234万6,500円。中央・津久礼汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事（2工区）が1,540万3,500円でございます。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北3丁目16番15号、株式会社北川産業代表取締役北川忠夫でございます。

次に、施工場所及び工事概要についてご説明申し上げます。

参考資料の施工位置図をご覧ください。

施工場所につきましては、菊陽バイパスの南側で、黄色で着色した部分の都市計画道路下原

堀川線でございます、幅員が17メートル、施工延長は232メートルで、路床置換から表層工までの完成断面で施工するものでございます。

なお、道路の幅員構成及び舗装構成につきましては、図面右側の標準断面図のとおりでございます。

中央・津久礼污水・菊陽第4排水区枝線築造工事（2工区）につきましては、污水管が赤の線、雨水管が青の線で示しておりますけれども、污水管につきましては下原堀川線の両側の歩道に直径200メートルの塩化ビニール管を261メートル埋設するものでございます。雨水管につきましては、下原堀川線の車道に直径が600ミリの塩化ビニール管を9メートルと、直径が1,200ミリのヒューム管を70メートル埋設するものでございます。

なお、埋設位置につきましては、図面右側の標準断面図のとおりでございますけれども、埋設の深さにつきましては、縦断、勾配により変わってまいりますので、図面上では平均の深さで表示しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、最後のページをお開きいただき、下原堀川線道路築造工事（1）及び中央・津久礼污水・菊陽第4排水区枝線築造工事（2工区）の合札での指名業者及び入札結果についてご説明申し上げます。

本工事請負契約につきましては、去る10月20日に指名審査会を開き、町内の土木一式工事を業種といたします業者6社を選定いたしました。

選定いたしました業者名及び税抜きの入札結果を一覧としておりますが、最低の価格をもって入札した5番目の株式会社北川産業を落札者に決定したものでございます。

なお、税込みでございますが、予定価格6,081万円に対しまして落札価格が5,775万円で、落札率は94.97%という結果でございました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第51号ですけれども、議案第51号は指名業者が単独で、議案の第50号は特定共同企業体なんですけど、この同じような工事だと思っておりますが、どうしてこういうふうに指名業者が違うのかについてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 先ほど議案第50号におきまして説明いたしましたときに、工事の金額が比較的大きいということで説明いたしました。菊陽町の方で特定建設工事共同企業体を活用していきます工事といたしましては、土木一式工事については1億円というラインを目途とし

ておりまして、その工事の規模、それと本工事の内容、あるいは町内の土木業者の受注機会の確保と技術向上の点を勘案いたしましたときに、議案第50号につきましては予定価格が8,166万2,000円ということでありましたので、工事概要も含めた中で特定建設工事共同企業体の活用の部分での指名といたしたところでございます。

一方、議案第51号につきましては、ただいま申しました特定建設工事共同企業体を活用する場合に該当しないというふうに思われましたので、単独での業者選定ということでしたところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） その企業体をする工事に該当しないという理由がどういう内容かというの1つと、あと金額については6,000万円も8,000万円も余り変わらないような気がするんですけど、どこに内容を置いているのかについてお尋ね、金額については私は8,000万円も6,000万円もどちらも余り5,000万円以上でもあるので多額ではないかと思うんですが、その線はどこで引いてらっしゃるのか、その点についてと、工事の内容について企業体っていうところと単独のところはどう違うのかについてお尋ねをしたい。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（寛取初雄君） ただいまのご質問でございますけれども、基本的には特定建設共同企業体の活用につきましては金額が一番ベースとしているものでございます。すなわち、共同企業体で発注することができる建設工事ということで町の方では運用基準を定めておりまして、土木工事及び建築工事につきましては設計金額がおおむね1億円以上のものということ、電気機械設備工事については設計金額がおおむね7,000万円以上のものということでしてございまして、その点から今、ただいまのご質問の中では2件ともそう大差がないということではございましたけれども、1億円以上のものという部分から、それに近いものである場合に共同企業体で進めていただいた方がよりその工事の円滑な施工ができると思われるものについては共同企業体の活用を図るとしているものでございます。

もう一点、工事の内容ということでの質問でございましたけれども、工事の内容についてはそれぞれ今の内容でありますと合札ということでの工事の施工ということでもございましたし、内容的なものとして特に今の議案第50号と議案第51号を比較したときにそう大きく違うものはないかと思っております。ですから、今回の案件については、内容というよりも工事の金額が一番大きな要因であろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 小林議員の方のちょっと補足になるんですけども、過去10年間のデータ

を見ますと、大体とってる業者さんが今関連の中で5,000万円、3,000万円という中で今現在6社が大手ですかね。あと6社ぐらいが大手じゃないか、今菊陽町何社あるか分かりませんが、大体金額的にはもう今後今からずっとこのタイミングでとっていきたく思うわけです。ですから、このままでいくといつか町民が何とかいろいろ出てきやせんかなと。私には二、三日前にどっから情報が入ったか分かりませんが、大手ゼネコンを入れなさいと、もう要る金はどうしても使わにゃいかんて。しかし、どうしてもこれでは納得いきませんが、あなたどう思いますかと言われますので、私は私自身でこれ見てるんですけども、そこら辺のところはやっぱりちゃんと議員として努力はしていかなければならないということは返事しました。ただ、今後、この12社から15社の間の中でずっとやっていくと思います、恐らく地元育成としてですね。ですから、パーセント率にしても先ほど川俣議員が言われましたように、例えばの話ですよ、3月の予算の中で9月に言ったってどうにもならんのですよ。ですから、子どもにやったお金が後で、おまえ何か、がんとば使う、買うたつやて言われても、こういうことを買いますからお父さん下さいって言うてやったのに、また親が文句言うって。それと同じで、少しでも地元育成ということで町長もお考えであるならば、今後十何社の菊陽町の業者さんも少しでも還元できればパーセント率も少しぐらい下がるかなと。そしたら、町民の方々も少しでもこういうとに納得するんじゃないかなというふうに思います。

ですから、ここに代表者は2人ここにかわっておられますが、法律的には問題ございませんが、今後そういうことをお話をしながら、そしてよう地元議員としても頑張っておられると、ぜひ地元議員にしてもらわにゃいかんというような内容を今後町としてもお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 上田議員、ちょっと質疑の内容がちょっと把握できませんけれども、もう一度お願いします。

○15番（上田茂政君） そしたら、内容については議案第53号だったですかね。ちょっと待ってください。議案第50何ぼだった。

（「議案第51号」の声あり）

議案第51号だったね。はい、分かりました。大体、今先ほど言われたように5,000万円、大体ずっと北川さんも一緒の場合が5,000万円以下、4,000万円から5,000万円以上が6,000万円ぐらいが2社と、何か振り分けが、だけんその感覚がどうも10年間のデータをずっと洗い流してみれば、何かどやんかしよるばいなっていうふうな、どがんかしよんなはっということは分からんばってんがですね。そりゃ分からんばってんが、それはそれで私は分からんわけですよ。分かってですか。けども、何かずっとこの議案書ば全部見ますと、大体共同企業体は6,000万円以上、単独でやっているところが4,000万円、5,000万円、過去データを見ますと3,000万円から2,000万円ぐらいがBクラスかCクラスか知りませんが、今度は最近はまだ地元の共同企業体になって、地元を使うのは大いに結構ですけども、その辺のところを今説明をいただいた

ですけれども、これは今後町の業者さんにも指導ができればどういうことで指導ができるかなという事です。意味分かりますか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

（15番上田茂政君「私が言いよる意味は分かつですか」の声あり）

（「分かります」の声あり）

（15番上田茂政君「はい。だけん、その辺のところを今後、ここ10年間のデータを洗い流して出してみてください。どういう事業ばしてどなたがとったか、どういう事業でどなたがしたかて。そこまではしなくてもいいですから、その辺のところを考えてしっかりと今度やってください。お願いします」の声あり）

財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまご質問があった件で小林議員からの質問とも関係する部分がございます。単体ですか、共同企業体ですかという事でご質問いただいて答弁させていただいたところでございますが、基本的には公共工事の発注は単体企業を対象として指名させていただいて契約していくことが一番基本ということは考えておるところでございます。ただし、先ほど金額のことを申し上げましたけれども、参考までに申し上げたいと思います。

熊本県の工事種類別、種類、規模別等級表というのがございます。土木一式工事でございますけれども、一番最上位がA1のランクで、ここに該当しますところについては5,000万円以上の工事での指名がなされるということでございます。次のランクがA2ランクでございます。このランクになりますと1,000万円以上5,000万円未満の工事で指名がなされるということでございます。町内の業者が、この県のランクとどのように関係しているかというのは、何か以前にも申し上げたような気もしますけれども、A1ランクに該当されます町内の業者さんはおられません。A2ランクに該当される業者さんが5社程度おられるというような状況でございます。県の土木工事の場合ですね。

今度は、菊陽町の場合の土木一式工事の考え方でございますけれども、最上位のランクに該当される業者さんが今上田議員の質問の中で6社ではないかというようなご質問ではなかったらうかと思えます。町の方といたしましては、要綱を定めまして、その中で運用しておりますけれども、最上位の6社につきましては3,000万円以上の工事についてご指名をさせていただくというような基本的な部分で整理しております。次のBランクにつきましては、3,000万円未満の工事、500万円以上ということがありますけれども、そういうことで例えば一番最上位の業者さんは3,000万円以上、次のランクの業者さんは3,000万円未満の工事をというようなことがございます。

そういうような中で、今回の答弁の冒頭に申しました公共工事の発注は単体企業でというようなお話を申し上げました中で、どうしてもこの金額のみでいきますと、先ほどの5,000万円程度のものになると最上位の6社だけの指名になっていくということでございます。それを超

える工事がどのようになるかというのは、先ほど特定建設共同企業体の中で1億円というラインを申し上げましたが、その金額になりますと県の工事の関連もありますし、最上位のAランクの業者さん6社であっても無理されるというような部分があるかと思えますし、その無理するっていうのは資本金、技術員もろもろの分ではなかろうかと思えますけども、それに合わせてBランクの業者さんとともに、技術員だったり資本力だったり、それを合わせて大きな特定建設企業体としての力を結集していただくことによって、その大きな工事ですね。工期も限られておりますので、その中でやっていただくことによって町の方としても工期内の施工がスムーズにできるのではなかろうかという趣旨のもとに特定、あるいは単体での施工をお願いするかということを進めておる状況でございます。

上田議員の方から質問がありました、あるいは指摘がありました事項等につきましては、今後ともいろいろ研究、工夫等を重ねていきたいと思っておりますので、今後ともご指導よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） ほか。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 財政課長にお願いをしたいことは、財政課長が言われることはよく分かるですよ。だから、そういう理屈じゃなくて、先ほども言いましたようにその限られた財源をいかに有効に使うかということが一番念頭に置いて入札関係もやってもらいたい。行政も努力をせにゃんけども、指名競争に指名された地元業者の方も、その地元業者育成という大義名分で優先的に指名業者に入ったからには地元住民のために少しでも安くていいものをつくり上げるとですね。やっぱり3,000万円、4,000万円の努力の結果のその予算の余りが出てきたら、それを使う部分はたくさんあるんですよ。学童の通学路の問題にしても、生活道路にしても、まだ私はサンリー北ですけど、砂利道がいっぱいある。そういうところは、2,000万円、3,000万円のできるわけですよ。ですから、役所の方も簡単にある金を使うだけじゃなくて、ある金をいかに有効に使うかという工夫をしてくれと同時に、指名競争入札で指名された業者もそれなりに努力をして、その形が見えるように町民が納得をするような方法をやってくれということですから、しっかりそこらのところは工夫をしてやっていただきたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

芝和長君。

○9番（芝 和長君） 芝議員ですけども、公共工事の予定価格、これの算出基準、最低を見積もるのか、それとも最高位を見積もって町は示すのか、その辺をちょっと教えていただきたいんですがね。先ほどから落札率が非常に問題になっておりますけども、最低で見積もって出されたあれだったら僕は落札率は余り関係ないと思うんですね。最高位で見積もってあれば少し問題があるんじゃないかと。町の予定価格の計算が最高位で見積もるのか、最低で見積もるのか、その辺をちょっと教えてください。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまの芝議員のご質問にお答えいたしたいと思ひます。

町の方で予定価格を定めますのは、当該各工事の施工していただくためのマックス、一番最大値での価格でございます。したがひまして、その予定価格の範囲内で最低で入札のあつた方を業者決定するという考え方でございます。今、質問ございませんでしたけども、それに対しまして最低制限価格というのが設定する場合がございます。その場合には、少なくとも最低制限価格を下回るような入札でありますと、品質の確保を目指す中で不安的なものが出てまいりますので、少なくともその最低価格以上に入札いただいた方のみの中で最低の価格で入札のあつた方を落札者として決定しているということでございます。もとに戻りまして、予定価格は最大値でございます。

以上でございます。

（13番川俣鐵也君「了解」の声あり）

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時12分

再開 午前11時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第52号 工事請負契約の締結について（下原堀川線道路築造工事（2）及び中央汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事（4工区））

○議長（大塚 昇君） 日程第10、議案第52号工事請負契約の締結について（下原堀川線道路築造工事（2）及び中央汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事（4工区））を議題とします。

都市計画課長、内容の説明を求めます。

○都市計画課長（坂本恭一君） それでは、議案第52号についてご説明いたします。

議案第52号は、平成23年11月9日に指名競争入札に付しました下原堀川線道路築造工事(2)及び中央汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事(4工区)の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

この工事も、土地区画整理事業と下水道事業との合札入札でございまして、設計金額に応じまして落札額を案分しましてそれぞれに別契約とするものでございます。

これも、区画整理事業と下水道事業を一括して説明させていただきます。

1、契約の目的、下原堀川線道路築造工事(2)。中央汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事(4工区)。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、5,565万円。それぞれの契約額につきましては、下原堀川線道路築造工事(2)が3,530万1,000円、中央汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事(4工区)が2,034万9,000円でございます。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2172番地、北陽建設株式会社代表取締役堀内健司でございます。

次に、施工場所及び工事概要についてご説明申し上げます。

参考資料の施工位置図をご覧ください。

施工場所につきましては、菊陽バイパスの南側で、黄色で着色した部分の都市計画道路下原堀川線でございます。幅員は17メートル、施工延長は146メートルで、路床置換から表層工までの完成断面で施工するものでございます。

なお、道路の幅員構成及び舗装構成につきましては、図面右側の標準断面図のとおりでございます。

中央汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事(4工区)につきましては、汚水管が赤の線、雨水管が青の線で示しておりますけれども、汚水管につきましては下原堀川線の両側の歩道に直径200ミリの塩化ビニール管を269メートル埋設するものでございます。雨水管につきましては、下原堀川線の車道に直径が900ミリのヒューム管を123メートル埋設するものでございます。

なお、埋設位置につきましては、図面右側の標準断面図のとおりでございますけれども、埋設の深さにつきましては、縦断、勾配により変わってまいりますので、図面上では平均の深さで表示しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(大塚 昇君) 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長(實取初雄君) それでは、最後のページをお開きいただき、下原堀川線道路築造工事(2)及び中央汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事(4工区)の合札での指名業者及び入札結果についてご説明申し上げます。

本工事請負契約につきましては、去る10月20日に指名審査会を開き、町内の土木一式工事を業種とする業者6社を選定いたしました。

指名いたしました業者名及び税抜きの入札結果を一覧としておりますが、最低の価格をもって入札した3番目の北陽建設株式会社を落札者に決定したものでございます。

なお、税込みでございますが、予定価格5,883万5,000円に対しまして落札価格が5,565万円で、落札率は94.59%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 議案第52号について質問いたします。

工期はいつからいつまでですか。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） 工期につきましては、契約日の翌日から3月26日までを予定しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） ちょっと私も地図の見方がよく分からないんですが、ここはまだそこにかさ菊陽店がありますね。そこと話がついてない、裁判中の道路じゃない。違いますか。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） ただいまの工事箇所につきましては、まだ裁判はあっておりませんけども、ここにつきましては先ほど若干ご説明いたしましたけども、9月27日に仮換地指定通知書を送付しまして、相手方には9月29日に到達しております。これに関しましては、6週間以内にこの処分不服がある場合は上級庁であります熊本県知事に対しまして行政不服審査請求、あるいは6カ月以内に裁判所に訴訟の提起ができるというふうになっておりますけども、現在のところまだそのようなことは起きておりません。

ただし、先ほども言いましたけども、この中に補償しなければならない物件がございますので、この補償の調査はしております。今後、その補償、移転の方法と申しますか、移転をしていただきたいという補償金額を提示しまして、相手方に交渉に参る予定でございますけども、そのときに素直に応じてくれるかどうかというのは今のところ分かりません。場合によっては、先ほど3月末まで工期予定しておりますけども、そういうことで遅れる可能性も出てまいります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第53号 工事請負契約の締結について（菊陽第4排水区幹線築造工事）

○議長（大塚 昇君） 日程第11、議案第53号工事請負契約の締結について（菊陽第4排水区幹線築造工事）を議題といたします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） それでは、議案第53号についてご説明いたします。

議案第53号は、平成23年11月17日に指名競争入札に付しました菊陽第4排水区幹線築造工事の請負工事を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この工事は、町長の提案理由にもありましたように、菊陽バイパスの北側地域の雨水処理対策のための工事であります。先ほどの議案第52号で議決いただきましたのは、これはバイパスから南側の地域の雨水処理対策工事でございます。

では、議案内容をご説明いたします。

1、契約の目的、菊陽第4排水区幹線築造工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1億3,356万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水3316番地、坂本・佐藤特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社坂本建設代表取締役坂本俊正でございます。

次に、施工場所及び工事概要についてご説明を申し上げます。

施工場所は、参考資料の施工位置図をご覧くださいますと、つかさパチンコ西側の区画道路下原堀川線でございます。青の色で示しておりますように、起点はぐるぐる倉庫の東角から菊陽バイパスを横断いたしまして、到達点は最南端の町道でございます。

施工内容は、1,800ミリのヒューム管を195メートル、それから1,200ミリのヒューム管77メートルを推進工法により布設する雨水幹線工事でございます。

推進工法とは、いわゆる道路の開削を行わず、地中深くを油圧式の掘進機で掘り進みながら下水道管を埋設していく工法でございます。

まず、4.5メートル幅の発進立て坑をパチンコ店の南側の境界線の外側に1カ所設置いたします。立て坑の深さは10.5メートルで、立て坑から南北両方、横方向へ掘り進み、ヒューム管を布設するものでございます。

埋設管の深さは平均で7.7メートルでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、最後のページをお開きいただき、指名業者及び入札結果についてご説明申し上げます。

本工事請負契約につきましては、10月20日及び10月31日の指名審査会を経て、本工事の規模が比較的大きく、また本工事の内容、町内の土木業者の受注機会の確保と技術向上の点を勘案し、町内土木一式工事を業種とする業者によります自主結成された6つの特定建設工事共同企業体を指名いたしました。

指名いたしました特定建設工事共同企業体名及び税抜きの入札結果を一覧としておりますが、最低の価格で入札のあった一番下の坂本・佐藤特定建設工事共同企業体を落札者に決定したものでございます。

なお、税込みでございますが、予定価格1億4,064万4,000円に対しまして落札価格が1億3,356万円で、落札率は94.96%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） どこで言おうかと思ったりしましたが、これで土地区画整理に関する事業が一応この案件までですけども、この12月6日からは定例会が予定されております。それで、その前にこの時期にこれだけの案件を臨時議会を開いて出さないかんという、そういう必然性ですね。これが私はまだ理解できないんですが、町長がご提案されたんでしょうから、町長が緊急性があるというふうに判断された結果だと思いますけれども、ちょっと分かるように説明していただけますか。3つに大体分かれてますですね。防災無線、行政無線と、それから土地区画整理事業、それからこれからまた議論します菊陽中部小学校の調整池の問題、それから最後はこれ承認の案件ですけども、前に1回指摘をいたしました。定例会が間近にある、その前に臨時会を開いて議論をせないかんという、その必然性ですね。それをちょっと分かるように説明いただきたい。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） それでは、ただいまのご質問にお答えします。

以前も説明したかと思えますけども、現在、下原堀川線は菊陽バイパスまでのT字路の暫定形ということで、左折のみしかできない状況でございます。これにつきましては、昨年警察とずっと協議してきてまいったわけですけども、警察の予算は繰り越しというのはないということで、年度末、3月31日までに工事が完了して、4月1日時点では稼働、実際その信号制御に基づいて交通が車が稼働してないといけないということで、平成22年度では信号機がつけ

られないという警察の回答でございまして、それから協議を続けてきたわけですが、平成23年度につきましても同じようなことで3月31日までに完成しなければ23年度ではつけられないと。かつ24年度以降は、もういつつくか分からんというような回答でございまして、一日も早く業者を決定して、契約と同時に現場に入れないもんですから、直ちに業者を決定して、現地調査等をやりながら、年明け早々にはもう現場に入れるような準備をしたいということで定例会まで待ちますと非常にその辺が難しくなってくるということで、区画整理事業につきましては下水道事業とあわせまして今回お願いしたわけでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 次に、議題で出します中部小学校の関係でございますが、これにつきましては次にご説明するところなんです、まず中部小学校の事業計画に基づきまして、継続予算の中で執行している部分の含まれる部分でございまして、要は工事の施行順番としまして、まず開発事業を2.5ヘクタール行うわけでございますが、それと建物の建築工事ということで、本来であれば開発工事が終わりましたから開発の確認検査が終わって、それから建築工事に入っていくというのが本来の形なんです、今回中部小学校につきましては建物の構造と造成と一緒に複合するところがかなり出てまいるということで、県の方からの許可をいただいて一緒にスタートしたという部分でございます。そういう中で、まず工事を進める中で排水路、全体2.5ヘクタールを工事するわけでございますが、これの雨水排水につきまして下流の方から工事を進めて排水をスムーズに流していくと。そして、建築もあわせてその上につくっていくという状況で順番でなっております。そういう中で、今回まず1段目に議会案件としましては、この以前から説明しとったわけですが、調整池抑制施設地下式調整池でございますが、今回これを設置して、多少解体工事と複合して、今後建築工事も発注していくわけですが、このあたりと複合して施行していく部分はありますが、およそ本年度中に調整池排水部分を仕上げて、来年以降は建築の方へ入っていくと。また、順次、上の駐車場なり周辺の開発工事を必要な時期に土木工事として発注していくというような状況を計画しております。そういうところで今回提案させていただいておることになります。

○議長（大塚 昇君） 承認第7号について総務課長の答弁を求めます。

○総務課長（平野誠也君） 防災行政無線に関しましては先ほど説明を申し上げたところでございますけれども、実際は設計をしまして入札等、そういう事務手続もあって今回の時点になったわけでございますけれども、実際契約を締結しますと機器等の発注、その辺の期間等も当然出てくるわけですが、少しでも早くっていう思いで今回提案させていただきました。

○議長（大塚 昇君） 承認第7号についても答弁をお願いします。

（8番甲斐榮治君「もう結構です、それは」の声あり）

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第54号 工事請負契約の締結について（菊陽中部小学校調整池整備工事）

○議長（大塚 昇君） 日程第12、議案第54号工事請負契約の締結について（菊陽中部小学校調整池整備工事）を議題とします。

学務課長、内容の説明を求めます。

○学務課長（松本洋昭君） それでは、議案第54号工事請負契約の締結についてご説明いたします。

菊陽中部小学校調整池整備工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容をご説明いたします。

1、契約の目的、菊陽中部小学校調整池整備工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額、1億416万円。契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水5099番地、太照工業・太陽建設特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社太照工業代表取締役池内大介でございます。

工事の施工場所及び内容をご説明いたします。

参考資料の次の図面をご覧ください。

図面は、菊陽中部小学校校舎改築事業の全体現況配置図でございます。青色が工事の施工箇所になります。今回設置します地下式調整池は、グラウンドの東側に鉄筋コンクリート製品、2次製品でございますが、これを埋設し、調整池の上はグラウンドとして使用していきます。大きさは、縦横ともに長さ40.1メートル、内部、内空での高さでございますが1.8メートル、貯留容量2,119立米でございます。

この地下式調整池により中部小学校の開発により雨水流出量が増加し、本地区より下流の流域に対し降雨時における雨水流出量の増加が懸念されますので、雨水流出抑制施設である地下式調整池を設置いたします。雨水流出量の増加に伴う雨水排水を抑制することで、下流の幹線排水路――要は排水先でございますが、これは図面の一番右手でございますが、さくら園の東

側に農業用でございませうが幹線排水路がございませう。こちらの方が放流先で、それ以下の下流幹線排水路への負担を軽減させるためのものでございませう。

なお、工期につきましては、議会承認日の翌日から平成24年3月23日までを予定してございませう。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めませう。

○財政課長（實取初雄君） それでは、最後のページをお開きいただき、指名業者及び入札結果についてご説明申し上げます。

本工事請負契約につきましては、9月26日及び10月8日の指名審査会を経て、本工事の規模が比較的大きく、また本工事の内容、町内の土木業者の受注機会の確保と技術向上の点を勘案し、町内土木一式工事を業種とする業者によります自主結成された6つの特定建設工事共同企業体を指名いたしました。

指名いたしました特定建設工事共同企業体名及び税抜きの入札結果を一覧としてございませうが、最低の価格で入札のあった4番目の太照工業・太陽建設特定建設工事共同企業体を落札者に決定したものでございませう。

なお、税込みでございませうが、予定価格1億979万4,000円に對しまして落札価格が1億416万円で、落札率は94.87%という結果でございませう。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

岩下和高君。

○10番（岩下和高君） 議案第54号に質問いたします。

先ほど課長の答弁がありましたけど、今回明日、中部小学校の本体の入札業務があるとお聞きしてございませうが、それこの流れでいきますと12月の定例会で議決というような流れになってくると思ひませうけど、この調整池のこの議案第54号は本体工事の入札前に今回議決をするっていうのは、何か本体工事の工期とかに何かよほど重要なものなのかという、その部分をちょっとご質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問でございませうが、これにつきましては先に甲斐議員さんのご質問でお答えしましたように明日ですね。実は今岩下議員言われましたように明日25日に本体の建築工事、電気工事、機械工事の方が入札を予定してございませう。これで落札者が決まると、12月の定例会にお願ひしたいというふうに議会承認をお願ひしたいというふうに考えてございませうが、これとこの建物本体の部分ですね。これと、この調整池、この本日提案してございませう調整池につきましては、もともとが先に申しましたように中部

小学校の開発工事、これの一部分の工事でございます。

それから、明日入札されますのが、建築の本体部分に係る部分の入札があると。日にちもこういうふうにならざるという部分もございますが、これはもともとの要因としましては、やはり開発工事を早く終わらせて、雨水処理を先に工事に入っても雨水が降ったときに排水をスムーズにさせるという部分が大きな目的でございます、一日も早く雨水排水処理をさせたいというのが1つあります。

それから、建物本体工事に係りましても、周辺とか、掘削とか、いろいろ解体までは現状でございますが、その後は基礎ぐいとか、掘削とか、いろんな部分が絡んでまいりまして、もう開発の一環が始まってまいりまして、それで雨水のため、そのためにもう工事に入ると。そういうことで、そこに雨が降った部分がこの抑制施設に落ちて下流へ排水されるような形での順番になるものですから、一日も早くこの調整池を発注したかったというのはございました。ただ、日程的に近くなった時点がございますが、建築本体の工事の、要はそちらは建築確認の許可という中で動いてきております。建築確認の許可をいただきましたのが9月30日という部分がございます。それから、この開発工事の係る部分では開発許可、これは別物でございます、こちらの方は6月にはもう許可をいただいております。本来であれば、もう少し早くこの開発工事の調整池なりの土木工事を発注したかったんですが、建築本体の建築確認がいつおりのかというのを協議しながらずっと来とったわけですが、こういう関係で一日も早く許可がおりたところを見て、この開発工事の方を発注していったという部分がございます、日数が若干ちょっと開発許可の工事の方が早く発注ができたという部分でございます、本来であればもっと早く発注したかったところではございますが、ちょっとそこら辺は安全を担保として発注していきたいという部分がございますので、このようなちょっとの時間差でございますが、そういう時期での発注というふうになってきたところがございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

岩下和高君。

○10番（岩下和高君） それでは、私たちが工期のことをちょっと言ったんですけど、12月の定例会で議決すると、今日議決するので工期を長くなったり短くなったり、そういう部分はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） これにつきましては、建築につきましては建築本体の大きな工事につきましては3年度、3カ年度の継続での工事、発注という形で発注を今かけております。これは3年間同じ会社でしていく、単年度での別々の入札はありません。そういうことで、今後発注しましたら3カ年度、25年までは同じ会社さんが、建築、電気、機械についてはそれぞれの同じ会社さんが3カ年度工事をして終わるわけでございます。ただ、この開発工事につきましては、やっぱり必要な時期に必要なことをしていくという中で、今回調整池工事につきましては今

予定しております3月23日、これを最終工期として今見込んでるわけですが、そういう形で単年度の工事ということで、それからできればもう本年度中に3月いっぱいにはこの調整池をつくり上げたいというところで発注しているという部分でございます。ほとんどが、これが発注会社が決まりましたから、この調整池は先に申しましたように2次製品でございます。ですから、工場へ製作を発注をかけて、業者さんが工場へ発注をかけられて、それから製作をしていってという期間が必要になってくるものですから、どうしても一日でも早く決定したいという部分がございます、また工期についても3月までには単年度で終わりたい。もし、工事のこれは今の時点では想定してないんですが、工場の製作関係と現場の状況次第では、もしかすると翌年度に若干入り込む可能性も含んでおるような工事でございますので、一日も早く発注をしたいというところで発注している部分でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） それでは、お尋ねいたします。

今回の入札が議案第49号から議案第54号まで6本出ておりますけれども、落札率が94.5から5までの0.5%の中に全部6社入っていますですね。金額にして4,987万円から1億3,356万円までの幅があるのに、0.5%の中に落札率が入っていると。私、議員25年やっているけども、こういうことは初めてなんです。町内業者育成というのは分かりますけれども、議会として承認するのに何かじくじたるものがございます。町長はこの辺はどうお考えでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この入札につきましては予定価格を出しまして、そして入札に付していくわけでありまして、結果として今回このような形で出ておりますけれども、もうこの発注する側といたしましてはこの予定価格を出してできるだけこの落札額、低いところで落ちるようなことを願っておりますけれども、結果的にはこういう形になつとるということで、今回いろいろ議員さん方からのいろいろ質問もありましたし、ご意見もいただいたところであります。その点につきましては、今後発注事務の中で、また担当課長の方からも申しあげましたように十分指名審査委員会等で検討あたりをさせた中で取り組んでいきたいと考えておりますけれども、入札に予定価格を出して、それで落札した結果でありますので、その点についてはそれにこの予定価格の範囲内で落札しておりますので、今回こちらの方の議決の方の同意を得たいということを出しておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

今後の件につきましては、またいろんな面でその発注方式等についてはまた十分検討はしていきたいというふうに考えております。ただ、議会の方からも、地元業者育成を言われておりますし、私どももできるだけ地元業者育成ということは、そういうものはきちんと持ちながら、その中でも町のこの大事な予算を使っていく中でありますので、十分検討は今度していきたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 議案第54号について質問いたします。

本体の工事の入札が明日というふうに聞いております。これまでの動きからすると、当然こういった貯水池とか、あるいは開発の事業とか、そういったことも、その辺を目途にされていくんだろうと思っておりましたが、ぼんといきなりこの調整池が先に出てきたんでびっくりしてるんですが、この中部小に関するこれからの工程表、工程ですよね。簡単で結構です。例えば本体工事が明日入札ですね。あと、その開発工事等があるでしょう。その辺のところを含めてちょっと簡単でいいですから教えてください。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 本来であれば、今の甲斐議員さんの質問でございますが、後にこの後、全員協議会があるということでお聞きしとったものですから、その中にちょっと織り込ませていただいて、そこでご説明しようと思ったんですが、もうこの場で今ご質問がございましたのでご説明したいと思います。

まず、今お手元の資料でございますが、調整池工事、こちらの方が本日議会承認ということで提案をさせていただきました。

それから、右手にさくら園保育園がございます。さくら保育園への県道から入る道路、それからさくら保育園の園庭の南側をずっと東側へ抜けてまいります道路ですね。これも説明をずっとしとったところですが、この部分の道路の拡幅工事、整備工事、これは既に工事の発注が終わっております。金額も議会案件には係らなかつたものですから、この分はまだご説明しておりませんでした。この道路を何で先に工事に入ったかといいますと、この本日議会承認いただく調整池、これからの排水路が東側の農業の幹線水路まで排水管を1メートルの大きさの、内空1メートル、1メートルの大きさのボックスを排水で埋めていくという作業がありますので、まずは下流から工事を発注していくということで、道路拡幅工事と、その排水ボックスを埋設しましてという工事を発注しております。

それから、園庭が若干拡幅工事で広がりますので、園庭が狭くなりますので、これも園庭の配置替え、機能回復のための工事、それからさくら保育園の駐車場の舗装関係の工事、これもまた別の工事ということで発注をさせていただいております。こういう関係で、今現在は2本の工事が既に土木開発工事の中で2本発注させていただいております。およそ来年の3月までには終わりたいというふうに考えているところです。

それから、本日のこの議会の案件の1億円の調整池の排水本体部分です。

それから、明日でございますが、入札がございます建築の工事、これが建築本体工事、これ建物の躯体をつくり上げていくという工事が1工事。それから、電気設備工事ですが、これはその全体の中の電気に関する工事がまた1本でございます。それから、機械設備工事、これがトイレとか、給排水もろもろの、これもまた1本工事ということで、明日3本の入札が行われる予定でございます。

あと、明日の入札がそういう形になりまして、12月の定例会に、できれば定例会でも準備期間が、工事発注しましても準備期間が必要になるものですから、定例会の初めの方に議会承認いただければというふうには考えています。

それから、もう本年度におきましては、体育館と本体校舎のちょうど真ん中ぐらいになりますが、これの後ろの段差が8メートル、将来はできますので、建物本体でも8メートル段差がついて、今度は外部の体育館の北側付近に外部の8メートルの段差をつくる部分の工事を本年度中にはできれば発注したいというふうに今考えております。一応今の中ではそういう23年度の動きかと思えます。

それから、それ以降、翌年以降は、北側の山林を購入しましたが、こちらの駐車場、それから擁壁、さくら園の裏の擁壁、駐車場の擁壁、そのあたりを発注してまいればというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 議案第54号に対して反対の立場で討論をいたしたいと思えます。

まず、申し上げておきますが、この中部小につきましては、もう既に予算も決定して多数決で決まった部分がございます。もうそれについて、それをどうのこうのということは一切考えません。もうむしろ今から先はできるだけ早く中部小をつくり上げるということが大事だろうと。それと、児童の安全を脅かさない範囲でなるべく質のいい、安い、そういうその事業費を工夫していくと。それからもう一つは、いろんな入札とかが入ってきますけれども、これが公正公平に行われていくと。その辺が今後の課題であろうというふうに私は考えております。そのことをまず申し上げておきます。

それで、反対の理由、幾つかありますが、3つあります。

1つは、これまでこの調整池については、私としてはずっと反対の立場でやってまいりました。ですから、先ほど進めると申し上げましたけれども、その気持ち変わりありませんが、自分がとってきた態度ですね、立場。それとの整合性を考えたときに、これはやっぱりちょっとこの調整池については認められないという、その自分がとってきた立場との整合性の問題で反対をするという意味ですね。これが1点です。

それからもう一点は、今、議会の中では政治倫理審査会が立ち上がって政治倫理条例も今ございますが、それを将来に向けてもう少し検討してちゃんとしなくちゃいけないという取り組みが始まっております。それを考えるときに、これは非常に言いにくいことですが、先ほど議案第53号も私は反対をいたしました、討論はしませんでした。同じく議員がお二人いらっしゃ

やいます。その方たちと何らかの関連がある企業がここに出てきておる。これをやはりこの政治倫理に照らして今後の課題も絡めながら、もうそろそろ考えなくちゃいけないんじゃないか。私の周り、数名の方もそういったことを言ってらっしゃいます。ですから、この法令上どうのこうのという前に、やっぱり議員としての倫理の問題というのは、これはあるかと思いません。法令に合ってるか、合っていないかの前にですね。地方自治法92条の2に、議員と、その請負の関係のここに規定されておまして、その精神はちゃんとやっぱり尊重しなくちゃいけないんじゃないか。そういった意味で、2人の方がどうだというふうに今言っているわけじゃありませんが、考えてみて私自身まだそれがどういうふういきちんと法的にも、倫理的にも判断するのか、まだちょっと疑義を持っているというところがございます。これが第2点目です。

それから、第3点目ですが、この調整池というのは2期生以上の方はご存じだと思いますが、現地に建設地がなつたと。いろんな紆余曲折ありましたけれども、そのことを抜きにはこの調整池というのはあり得ないわけですね。そのこれは平成22年ですかね。22年3月25日の議会の最終日に、この現地建設ということが9対8、1票差で決まりました。これはもう多数決だから、これはもう従わにゃいかんわけですが、ただその1票の、1票の出てきた経緯ですね。詳しくは言いません。1票がどういう経緯で出てきたのか、その辺を私は考えました。そして、今回のこの入札の結果ですね。これを見ました。どうもこれも内容は言いませんが、ある疑義を払えないと。そういった意味で、この時点で、この案件については私は反対をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更）**

○議長（大塚 昇君） 日程第13、承認第7号専決処分の承認を求めることについて（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更）についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（平野誠也君） それでは、承認第7号専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本案件につきましては、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部の変更につきまして地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしております。これによりまして、同法第179条第3項の規定により報告するとともに承認を求めるものでございます。

内容につきましては、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である矢護川地区簡易水道組合が菊池市の一部、これは旧旭志村の一部ですけれども、それと大津町の一部、矢護川地区の一部でございますが、この区域で組織された一部事務組合として存在しているところでございますが、11月末をもって解散されることとなり、それぞれ菊池市及び大津菊陽水道企業団の給水区域として拡大を図られることになりました。これに伴いまして、熊本県市町村総合事務組合から脱退させる必要があることから、平成23年10月18日に専決処分を行いましたので、ここにご報告するとともに承認をお願いするものでございます。

参考資料をご覧いただきたいと思っております。

まず、組合を組織する地方公共団体、これの右欄の変更名のところですが、下線で示しております矢護川地区簡易水道組合を削除し、同様にこれ最後のページでございますけれども、組合の共同処理する事務のうち第3条第9号に関する事務の右欄の変更名の下線の箇所を同様に削除するものでございます。

なお、附則としまして、本規約は菊池市及び大津菊陽水道企業団が矢護川地区簡易水道組合の給水区域に相当する給水区域の拡大に係る水道法の認可を受けた日から施行することとなります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第7号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成23年第3回菊陽町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時15分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大塚 昇

菊陽町議会議員 芝 和 長

菊陽町議会議員 岩 下 和 高

菊陽町議会会議録  
平成23年第3回11月臨時会

平成23年11月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇  
編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 432-0781 (代表)

~~~~~  
菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話 (代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919